

北上市告示甲第17号

北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく障害児通所支援を受ける児童の保護者に対し、当該保護者がその利用に際し負担することとなった費用について助成金を支給することにより、療育を必要とする児童の早期療育の機会の確保を図り、児童の将来における自立に向けた発達を促進することを目的とする。

(対象者)

第2 助成金の支給の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第3に規定する助成対象サービスを利用した日の属する年度の4月1日時点で3歳未満である児童であって市が法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を行ったもの（法第21条の6の規定による措置を受けたものを含む。）の保護者とする。

(助成対象サービス)

第3 助成金の額の算定の基礎となる児童福祉サービス（以下「助成対象サービス」という。）は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援とする。

(助成金の額)

第4 助成金の額は、助成対象サービスの利用に係る法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該助成対象サービスに要した費用（通所特定費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に当該助成対象サービスに要した費用の額）から同条第1項の規定により市が支給する障害児通所給付費を控除した額（以下「利用者負担額」という。）とする。ただし、当該利用者負担額について、児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）その他の法令の規定による軽減措置がある場合には、当該軽減措置額を控除した額とする。

(助成対象者の認定)

第5 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書（様式第1号）に法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは助成対象者を認定し、北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定通知書（様式第2号）により、助成対象者に通知するものとする。

（変更事項の届出）

第6 助成対象者は、北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給申請）

第7 第5の規定により認定を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請者に係る児童が助成対象サービスの提供を受けたときは、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給申請書兼請求書（様式第4号）に助成対象サービスを利用したことが分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（助成金の支給決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは助成金の支給を決定し、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給決定通知書（様式第5号）により、不相当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、助成金を支給するものとする。

（助成金の支給方法）

第9 第8の規定による助成金の支給は、受領委任払（助成金の支給決定を受けた者が、当該助成金の受領を助成対象サービスを提供した事業者（以下「事業者」という。）に委任し、市が当該事業者に対して当該助成金を支払うことをいう。以下同じ。）の方法によるものとする。

2 受領委任払により助成金の支払いを受けた事業者は、当該助成金を、申請者の児童に提供した助成対象サービスに係る当該申請者の利用者負担額に充当するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が利用者負担額を事業者を支払った場合その他市長が特に必要と認める場合は、受領委任払によらない方法により助成金を支給することができる。

(助成金の返還等)

第10 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消したときは、既に支給した助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所  
氏名

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の助成対象者の認定を受けたいので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり認定を申請します。

記

- 1 対象児童
  
  
  
  
  
- 2 利用する支援の種類
  
  
  
  
  
- 3 利用予定事業所

同意事項

助成対象者の認定申請にあたり、次の事項に同意します。

- (1) 北上市児童発達支援等利用者負担額助成金を受けるために必要があるときは、北上市が、受給者証の内容を確認すること、児童通所支援事業者等から情報の提供を受けること及び北上市から児童通所支援事業者へ情報を提示することに同意します。
- (2) 助成金について、サービスを提供した事業者が私に代わり受領することに同意します。ただし、サービスを提供した事業者へ直接利用者負担額を支払った場合は、領収書を添えて北上市に助成金を請求します。

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

申請者 住 所

氏 名

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の助成対象者の認定について、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により次のとおり認定したので通知します。

年 月 日

北上市長



記

1 受給者番号

2 助成内容

(1) 対象となる利用者負担額  
児童福祉法に基づく利用者負担額の全額

(2) 対象となる支援の種類

(3) 適用期間

3 備考

様式第3号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

届出者 住所  
氏名

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があったので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

記

- 1 認定を受けた保護者
- 2 認定に係る児童
- 3 届出者と認定を受けた保護者の関係
- 4 変更事項
- 5 変更内容

年 月 日

北上市長 様

申請者 住 所  
氏 名

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給申請書兼請求書

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の支給を受けたいので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 助成金支給申請額兼請求額  
金 円

2 内訳

3 添付書類

-----  
委任状

年 月 日

住 所  
氏 名 ㊟

私は、私の児童が利用した助成対象サービスに係る利用者負担額に充てるため、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の受領を次の者に委任します。

【受任者】

- 1 所在地
- 2 名称及び代表者氏名
- 3 助成金の振込先口座

様式第5号（第8関係）

北上市指令 第 号

申請者 住 所

氏 名

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援等利用者負担額助成金について、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第8第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



助成金の交付決定額

金

円